市・都民税、所得税の申告はお早めに

市・都民税の申告と、所得税の確定申告の受け付けが始まります。
今号の４ページ「市・都民税、所得税の申告をする方へ」の記事も併せてご覧ください。

市・都民税の申告は市役所へ

☆詳しくは、市役所市民税係☎544-5111（代表）へ。

市・都民税の申告が必要な方

右の図をご覧のうえ、申告が必要な方はお早めに申告してください。

申告に必要なもの

下の表をご覧ください。

相談と受け付け

２ページ下の表をご覧ください。

申告書は郵送でも受け付けます

次の場合は、郵送でも受け付けます。申告書と必要書類を同封し、３月15日（消印有効）までに〒196-8511　市役所市民税係へ郵送してください。

＊給与所得のみの方で、年末調整を受けた源泉徴収票を申告書に添付するだけである
＊収入がなかった方で、申告書裏面に該当事項を記入している

市・都民税の申告が必要な方

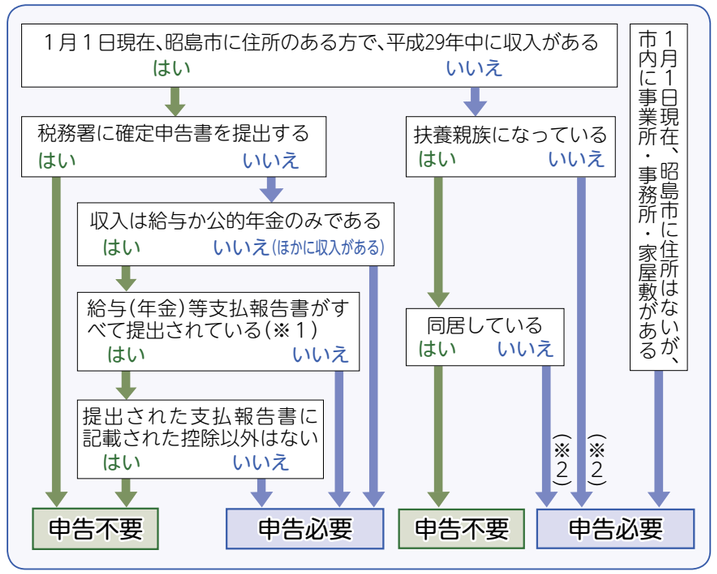

※１　給与支払報告書が提出されているかどうかは給与支払者に確認してください。
※２　非課税証明書の発行や国民健康保険などの資料にします。

市・都民税の申告に必要なもの

①市・都民税申告書と印鑑	※前年度に市・都民税の申告書を提出した方などには、申告書を２月１日に発送します。届かない場合は市役所市民税係へ連絡してください。 ※申告書は、市役所市民税係、東部出張所、あいぽっく、武蔵野会館、緑会館、環境コミュニケーションセンターにあります。	
②昨年中の所得が分かる書類	給与・年金などの所得がある方	給与所得の源泉徴収票、公的年金などの源泉徴収票
	給与・年金以外の所得がある方	収入や必要経費を確認できる書類や収支明細書など
③各種控除に関する書類	保険料控除を受ける方	社会保険料（国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金など）、個人年金、地震・生命保険料などの支払証明書または領収書
	雑損控除を受ける方	領収書など
	医療費控除を受ける方	医療費控除の明細書、または、セルフメディケーション税制の明細書と一定の取り組みを行ったことが分かる書類（併用不可／32年度までは、各明細書に代えて、領収書の添付または提示でも可）
	寄附金税額控除を受ける方	領収書
	障害者控除を受ける方	障害の内容を証明する書類（身体障害者手帳など）
	配偶者特別控除を受ける方	配偶者の昨年中の所得が分かる書類

所得とは、収入から必要経費を差し引いた額です。
サラリーマンなどの給与所得者は、必要経費の特定が難しいため、収入に応じて定められた必要経費を用いて所得を算定します。

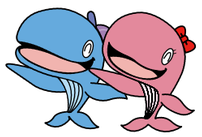

昭島市公式キャラクター
アッキー＆アイラン

所得税の申告は立川税務署へ

～確定申告書は自分で作成し、早めに提出を～ ☆詳しくは、立川税務署☎042-523-1181へ。

所得税の申告が必要な方

＊給与の支払いを１か所から受けていて、給与所得・退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える
＊給与の支払いを２か所以上から受けていて、年末調整されなかった給与などの収入金額と給与所得以外の各種所得金額の合計額が20万円を超える
＊給与収入額が2000万円を超える
＊平成29年中の各種所得金額の合計額から、基礎控除などの所得控除を差し引き、その金額に基づいて計算した税額が配当控除などの額を超える　など
※収入が公的年金等のみで、その金額が400万円以下の方は、申告の必要はありません。

所得税が還付されます

確定申告をする必要のない給与所得者でも、次に該当する方は、源泉徴収された所得税が還付されることがあります。還付に必要な証明書などを添付して申告してください。

＊29年の途中で退職し、その後就職せず、年末調整を受けなかった
＊29年中の雑損・医療費・寄附金についての控除、住宅借入金等特別控除などを受けることができる

相談と受け付け

下の表をご覧ください。

申告書は郵送でも受け付けます

申告書と必要書類を同封し、３月15日（消印有効）までに〒190-8565　立川税務署へ郵送してください。申告書の「控」が必要な場合は、宛先を記入し切手を貼った返信用封筒を同封してください。

相談と受け付け

駐車場が混雑しますので、車での来場はご遠慮ください。
マイナンバーが記載された申告書などを提出する場合は、マイナンバーカード（通知カードと顔写真付きの身分証明書でも可）の提示、または、写しの提出が必要です。

申告・相談		日　時		場　所
市・都民税申告の相談と受け付け		２月16日（金）～３月８日（木）の平日	午前９時～午後５時	市役所102・103会議室
		３月９日（金）～15日（木）の平日	午前９時～午後５時	市役所１階市民ホール
	夜　間	３月８日（木）・９日（金）	午後５時30分～７時30分	市役所市民税係
	休　日	３月10日（土）・11日（日）	午前９時～午後４時	市役所１階市民ホール
	出　張	２月20日（火）	午前９時～午後４時	玉川会館
		２月21日（水）	午前９時～午後４時	武蔵野会館
		２月22日（木）	午前９時～午後４時	あいぽっく
税理士による無料申告相談 【対象】 ＊400万円を超える年金額を受給している方 ＊個人事業税や所得税の申告をする方 ＊給与所得者で還付申告をする方		２月１日（木）～７日（水）の平日	＊午前９時15分～午後０時30分（受け付けは11時まで） ＊午後１時30分～４時（受け付けは３時30分まで）	市役所１階市民ホール
所得税の確定申告書作成会場		２月13日（火）～３月15日（木）の平日	午前９時～午後５時（受け付けは８時30分から） ※混雑時には、早めに締め切ることがあります。	立川税務署（立川市緑町４-２立川地方合同庁舎）
	休日開設	２月18日（日）・25日（日）		

※申告書の提出のみは、受け付けできません。
※高額所得者や、譲渡・相続・贈与関係など相談内容が複雑な方は、各自で税理士にご相談いただくか（有料）、税務署の作成会場をご利用ください。

必要書類、黒ボールペン、電卓をお持ちください。